

# かもがわ

暑中お見舞  
申し上げます

## 人類の起源

私達が住んでいる地球は、数十億年前に巨大な天体が太陽に衝突して生まれたと言われています。無限とも思われる広大な宇宙には、太陽のような星が数多く存在するので、その中には、中心の星に遠くも近くもなくほど良い距離にあつて生物が生存できる地球のような惑星を従えているものがあつてもおかしくありません。

地球が生まれてから年月が経つてその温度が下ると、生命体がそこに誕生し或いは地球外から飛来してきてそこに住むようになり、それが長い年月をかけて進化し人類が誕生しました。最近のDNA研究によると、人類が樹上生活から地上に降り二足歩行を始めてチンパンジーと分岐したのは約七〇〇万年前だとされています。この二足歩行によつて人類の脳が顕著に大きくなり他の動物と異なるその後の大きな進化が可能になりました。

一九七四年にその全身骨格の化石がアフリカのエチオピアで発見されたアウストラロピテクスは、約四〇〇万年前に出現し人類の祖先と共存した時期がありました。その後絶滅しました。その外にも幾種類もの猿人や原人が存在したことが分つていますがいずれも絶えてしまひ現在まで生き残っているものはありません。そのような原人

としては、その化石が中国の北京から発見された北京原人とインドネシアのジャワ島から発見されたジャワ島原人が有名です。いずれも約二〇〇万年前にアフリカを出て地球上に散らばつた原人の一部です。

一八五六年にドイツのデュッセルドルフの郊外にあるネアンデルタール渓谷で二三万年前から二四万年前の古代の人類の化石が発見され、ネアンデルタール人と名付けられました。ネアンデルタール人は、私達ホモ・サピエンスとは別の人種ですが、現在のアジア人とヨーロッパ人には約二・五%のネアンデルタール人のDNAが存在していることが分かっています。人類がアフリカを出た後、地球各地に拡散する段階でネアンデルタール人と数万年にわたつて共存し交雑したからです。ネアンデルタール人のDNAをヨーロッパ人よりも東アジア人の方が少し多く受け継いでいるのは、ネアンデルタール人の拡散の仕方の違いによるものでしょう。二〇万年前にアフリカのサハラ砂漠の南方で誕生した現生の人類ホモ・サピエンスは、その後アフリカを出て、六万年前頃に地球の各地に拡がりました。そのルートには、アラビア半島の南部を通つてインドや中国の南東に至るものとアラビア半島の北部を通つて中国の北部・シベリアに至るものの他に、ヨーロッパへ向かうものがありました。ヨー

ロッパでは、氷河期が終わつて後退する氷河を追うように人々が北上してヨーロッパ全土に拡がりました。二万四〇〇〇年前頃のことです。その後、ヨーロッパでは狩猟採集民と農耕民が二〇〇〇年にわたつて共存しました。

日本列島に最初にホモ・サピエンスがやってきたのは約四万年前と言われています。そして、二万六〇〇〇年前に土器が作られるようになり、三〇〇〇年前には北九州に稲作が入ってきました。縄文人は旧石器時代に東南アジアから北上してきて日本列島に入ってきた人達で、現代のアイヌと縄縄の人達にその形質が多く残っています。日本列島に入ることなく大陸を北上した集団は、北東アジアの新石器人となつて、その後朝鮮半島を経由して弥生時代に日本に稲作をもたらしました。現代の日本人には、近畿を中心とする地域では弥生人の遺伝的影響が残っており、北海道と琉球列島では縄文人の影響が残っているとされています。それぞれの地方に住む人たちの肌の色や容貌が少し違うのはそのためです。

弁護士

坂元 和夫  
Kazuo Sakamoto



# AIの功罪

## ある法律相談から

先日、ある生活保護の利用者の方から、法律相談がありました。

守秘義務の關係から詳しくは言えませんが、自分のやっていることが、法律的に問題になるかどうかという相談でした。この方は予めAI（人工知能）に相談して、その点を確認したとのことでしたが、AIの回答が、「あなたのしていることは違法な行為です。これが福祉事務所に判れば問題にされるだけでなく、刑事告訴されて、有罪になる可能性があります。」とのことだったので、心配になって相談をしたとのことでした。

いろいろと詳しい事情をお聞きすると、判断の前提になる肝心な事実が検討されておらず、この事実を前提とすれば全く法的に問題のない行為であることがわかりました。そのことと、何が原因でAIの結論と私の見解が違ったのか、また、福祉事務所から誤解を受けないためにどうすれば良いのかを相談者の方に説明しましたら「ほっとしました。」と喜んで帰られました。

## AIの長所と弱点

AIの結論が書面で残されていましたので、私は、何故AIの判断が間違ったのかを、分析してみました。

原因は二つとされます。

一つ目は、肝心の事実について相談者の方が十分な説明をAIにしていなかったことです。AIの長所は相談者の提供する情報を十分に聞き取り、AIの持つ豊富な情報量を駆使して判断できることにあります。

ケースワークの原則として高名な「バイステックの7原則」では、①個別化の原則、②意図的な感情表出の原則、③統制された情緒的関与の原則、④受容の原則、⑤非審判的態度の原則、⑥自己決定の原則、⑦秘密保持の原則が挙げられています。この中で、弁護士への陥りがちな誤りは、④と⑤の原則の軽視だといわれています。これに対して、AIは、概ね七つの原則をバランス良く守り、とりわけ④の受容の原則をよく守っていると言われ、若い年齢層の「悩みごと相談」には、極めて有効だとされ、好評のようです。

しかし、法律相談の場合には、⑤の非審判的態度に終始すれば解決にはならず、

④受容の原則を重視するだけでなく、問題点を積極的に聞き出すことが重要です。ところが、AIは、争点を聞き出すという機能が弱いと思われる、相談者が重要だと意識していない事実がスルーされ、なされた説明だけを前提に判断される点が目立ちます。

二つ目は、法解釈が誤っていたことがあげられます。家事事件や会社事件などのように、さまざまな争点について正しい法論理が記載された文献が多くあり、判例の積み重ねも豊富な事件と違って、生活保護の事件については、個別の争点について、正しい法解釈が記載された文献が少なく、判例も殆どない一方、誤った俗論が拡がっています。そのうえ、行政解釈や通達すら法的に間違っていることが少なくないのです。したがって、既存の情報を集めた上での法解釈が誤っていることも少なくありません。

この件の場合には、相談者の方がAIの出した結論に疑問を感じ、私に面談での相談をしようと思ったことと、法テラ

弁護士



尾藤 廣喜  
Hiroki Bitoh

スを活用して、自己負担なしに相談できる(但し、これも三回の回数制限があることが悩み。)ことをご存じだったことが大きかったと思います。もし、そうでなければ、誤った説明を信じて、誤った方向で行動して、余計な紛争を招いたことでしょう。しかも、AIは、その結果について責任をとってくれません(但し、誤った回答につき、AIに責任があることが立証できれば、プロバイダに損害賠償請求ができる?)。

いずれにしても、これらのAIの弱点を十分に踏まえた上で、結論を吟味し、その妥当性を判断することが大切です。これまでは、弁護士法七二条の非行為の禁止にあたるおそれがあるとして規制されていましたが、今後は、政府の進める「規制緩和」の掛け声の下、その規制が緩む可能性があり、弱点が拡大されるおそれがあります。

### 法律業務にAIを活用する視点

AIを私達の業務に使用することは確かに便利です。会議などの議事録を作る、定型的な訴状の作成、既に出された準備書面などの主張の整理、最終準備書面案の作成、判例や学説の検索などには大きな力を発揮するでしょう。ただ、その内容の正確性には、まだまだ不十分なところが目立ち、私達の目で正確性と論理の緻密性を確認することが必要です。また、こ

れまで判例のない分野で新しい判例を作り出すための論理展開や、「いのちのとりで裁判」や「旧優生保護法」に基づく裁判など、創造性と正しい人権感覚が求められる裁判にどの程度有効なのかについては、大きな疑問があります。

裁判所でもAIの活用が言われていますが、判例の検索や当事者の主張の整理などには比較的問題ないと思いますが、事実がどうだったのかの認定や法的な判断を行うなど判決文の作成にAIを使用することは、厳しく禁止すべきです。自分の頭で考えず、「手抜き判決」を出すためにAIを利用するようなことは、司法への信頼性からして、決して許されません。

### これから考え、実行すべきこと

京都橋大学の岡田知弘学長は、行政の政策決定について、「生成AIは急速に普及し、それは行政の政策策定、執行過程にも入り込んできている。行政の担当者と話をしていても、手軽に生成AIを活用して、必要な情報を得たり、安易な政策づくりをしている人に出会うことが少なくない。」と言われています(農業協同組合新聞コラムweb版、九月一五日付)。

本来、行政の政策は、現場の矛盾点や解決すべき課題に対応するために、現場の事実、当事者や専門家の意見に基づいて、自分の頭で考え、あるいはグループとして議論した結果作られるべきものです。

岡田学長は、「(AIの回答の)真実性は七〇八割程度である。政策論議のベースに無批判的にその『回答』を据えると、間違った政策や的外れな政策を作り出すことになる。AIによって事実が正しく認識できなくなるという『逆説』である。この点のリテラシー教育がきちんとされているか、大変気になるところである。」とも述べられています。

日本は、他国で作られた技術に追いつき、追い越せという点に傾きがちな技術の持つ問題点を無視して導入し、安直に普遍化を図るという負の歴史を多く持っています(水俣病におけるアセトアルデヒド工場の安全性無視など)。

国連総会では、既に、二〇二三年にグテレス事務総長が、「デジタル技術の危険の多くは徐々に表れているのではなく、ここに存在している」とAIの危険性に警鐘を鳴らしています。AI先進国といわれる国々では、フェイク映像の拡散やミュトスによるサイバー攻撃の危険性などから、AI規制の動きが強まっています。AIの軍事利用には大きな問題があります。にもかかわらず、政府は、専ら「成長戦略」の一環として、AI研究への投資を最優先課題として進めているのです。

大きな利便性を伴うとともに大きな危険性を持つAI技術については、その開発や使用法について、有効適切な「規制」を行なうことを忘れてはなりません。

## 家庭菜園とAI

## 家庭菜園の楽しみ

昨年五月、ある種苗会社からトマト、ナス、キュウリのポット苗をいただきました。さつそく庭に植えたいところですが、我が家の狭い庭には、ジューンベリー、ヤマボウシ、夏ミカン、しだれ梅、アメリカハナミズキ、モミジなどが一杯に植わっていて、おまけに鉢植えのオリーブ（いつまでたっても花が咲かない）、レモン（花は咲くのに結実しない）、ゆず（ようやく黄色い実が数個成るようになった）があり、わずかに残った空白部分には石の板が貼ってあるため、土の部分が全くありません。

仕方なく、野菜苗をプランターで育てることにしました。

しかし、ナスはともかく、トマトは背が高くなるし、キュウリなどはツルが伸びていくので、長い支柱を設置しなければなりません。プランターは底が浅いので、長い支柱は倒れそうになります。どうしたのかと思案した結果、トマトのプランターを二つ平行に並べて、それぞれのプランターに立てた支柱に横に支柱を交差させて結合して強度を出すことにしました。

キュウリは、堀際にプランターを置き、堀に沿って支柱を組んで倒れないようにしたうえでネットを張りました。

また夏の日差でプランターの下が熱く

なつて根腐れしないようレンガを置くなどの工夫をしたり、表面に藁をしいて乾燥を防ぐこともしました。

全くの素人が手探りでこれらの作業をするには、なかなか大変なことですが、苗が日々成長する様子を見るのは楽しいものです。

## 育てるコツがわからない

しかし、ナス、トマト、キュウリが大きくなるにつれ、ただ水をやれば済むというわけではないようです。葉や花芽を摘んだり、切るべきツルを切る、適時に肥料を施す等をしていかなければいけません。一度、ネットで調べると、次から次へと「これをしないとキュウリの収穫量がまるで違ってくる」などというタイトルの動画が上がってきます。それらを気にしだすと、きりがありません。

しかし、あまり神経質になつてしまうと楽しみが苦痛に変わつてしまいますので、なるべく動画は見ないようにしています。

## AIがあれば

そこでふと思ったのが、苗の様子を写真で撮影して送信すると、瞬時にAIが分析して、その時の苗の状態に応じて最も適した作業を指示してくれたらいいなあ

ということでした。例えば、リンが不足しているからリン系の肥料をあげなさいとか、この孫ツルは切除してくださいとか、うどん粉病になりかけているから消毒しなさいとかです。ただ、手のかかる子ほどかわいいと言いますし、試行錯誤しながらわずかな成功を喜ぶのも家庭菜園の楽しみかもしれません。



弁護士

山崎 浩一  
Koichi Yamazaki



## 親族相盗例

親族相盗例とは、一定の親族間で行われた財産犯罪について一般とは異なる特別扱いをする制度です。わが国では、刑法二四

四条、二五二条、二五五条で、窃盗罪及び不動産侵奪罪、詐欺及び恐喝の罪の章の各罪、横領の罪の章の各罪につき、配偶者、直系血族又は同居の親族との間で犯された場合には刑を免除し（必ず免除となりません）、これら以外の親族との間で犯された場合は告訴がなければ公訴の提起ができない（親告罪）とされており、戦前から実質的な改正はなされていません。

現在の海外の状況を概観しますと、

①アメリカ…州ごとに異なりますが、多くは特別扱いがありません。ただ、夫婦間や親子間の財産犯に対する捜査、起訴は事実上抑制的といわれています。それでも暴力や虐待を伴うと、特別扱いがないばかりか、重罪とされるようです。

②イギリス…配偶者又は登録制同性パートナー間に限り公訴の提起に検事総長の同意が必要とされますが、それでも、これらが同居していないか別居手続中である場合や暴行、脅迫等の他の犯罪が同時に行われた場合には同意不要とされています。

③カナダ及びオーストラリア…特別扱いは

ありません。むしろ、信頼関係の悪用とみなされ、量刑上不利になったり、重罰化されている部分もあります。

④ドイツ…被害者が親族、後見人、保佐人又は家庭共同体に属している者である場合には、一律親告罪とされていますが、恐喝罪には特別扱いがありません。

⑤フランス…被害者が尊属若しくは卑属又は配偶者（別居し又は別居を許された者を除く）の場合は刑事訴追されないというのが原則ですが、恐喝に当たる場合、対象物が被害者の日常生活に欠かせない文書や支払手段であった場合、被害者が被害者の法的保護者である場合、被害者が高齢、病気等により自己を保護する能力が著しく低い場合等はこの限りではありません。

⑥イタリア及びスペイン…日本法と似た制度ですが（ただし、スペインは親告罪の類型はなし）、暴行や脅迫を伴うと、特別扱いはありません。

親族相盗例の立法理由として、「法は家庭に入らず」との思想に由来するということが昔から当然のように言われてきていますが、この思想は、古代ローマ法の家父長制の中で出てきたものであり、ここにある「家庭」は、大家族集団（わが国でいえば、家制

度の「家」を意味します。

その趣旨としては、「親族間の一定の財産犯罪については、親族間の自律に委ねるのが望ましい」という政策的な考慮」によるというのが通説判例ですが、現代の日本での政策的考慮が妥当するとは考えられません。日本と同様の親族相盗例を採用していた韓国では、二〇二四年六月、家族の間に緊密な関係や結びつきが形成されていないにもかかわらず、家族だというだけで処罰を免除するのは合理的でないと、親族相盗例の条項が憲法に合致しないと憲法裁判所が判断し、二〇二五年二月、親族の範囲にかかわらず親告罪とする等の法改正がなされたのは示唆的です。

現行の親族相盗例の定めは、社会の変化に対応せず、世界的にも遅れたものと思われ、わが国の政治状況からすれば、家族観の違いから、全面的な改正は期待薄です。しかし、最小限、恐喝罪は親族相盗例から除外するくらいはしないと、時代錯誤ではないでしょうか。

弁護士



鋤田 則仁  
Norihito Kuwata

## 京都弁護士会副会長になって

昨年の暮れ、一本の電話がかかってきました。当事務所の東にある谷口事務所の谷口直大先生からの電話とのこと。直大先生とは事件で当たっているわけではないし、何だろ、いやまさか、と思いつつ電話を取ってみると、「来年のことについて話したいので事務所に伺いたい」とのこと。「どんな話でしょう……？」と返すも、「いや分かるやん？」と返されてしまいます。そうして事務所にやってきた直大先生からは、次年度の副会長をやらなにかとお誘いが。いや、私も既に鴨川事務所のパートナーだしさすがに負担も大きいので、と述べたところ、直大先生は「坂元先生には『齋藤先生、副会長にどうでしょう』と尋ねたら『いいじゃあないですか』と前向きだったんです」とのこと、まさかの外堀が埋められていた次第でした（坂元先生は谷口直大先生の伯父なのです）。

そして、あれよあれよと言う間に、一月下旬には次年度副会長として各会派を巡っていたのです。

私自身は、正直なところそこまで会務に対する熱意といえるものではなく、一年目から所属し続けているから、という理由で宛てがわれた情報問題委員会の委員長をしていただくくらいです。常議員も日弁連委員もやりましたが、継続して弁護士会に関わり続

けるという意識は薄かったですし、他の会員と交流が多いというわけでもありません。もちろん、執行部入りなど欠片も考えていませんでした。

しかし、直大先生から「常議員をやり、委員長もやり、修習指導担当もやって、順調にステップを踏んできたじゃないですか」と説得された時、そういう風に見えているのか……と意外に思うとともに、客観的に見てそうなら、副会長をここで断るのも違うのかな、とも思い、そこで意識が切り替わった気がします。

副会長になると、まずは各所への挨拶回り、他団体の新年度の催しの参加することになります。私の場合、もともとあまりたくさん夜に予定を入れていなかったこともあって、他の理事者は都合がつかないけれど私は空いている、といったタイミングの宴席を多く引き取ったことで、いつの間にか宴会担当副会長の様相になってきました。人前に出て挨拶をする機会もしばしばあり、挨拶ごとに少し慣れてきた気がします。

もちろん副会長の本業は宴席にはありません。私は、弁護士会の情報システム担当として会内のシステム整備に関与するほか、担当する委員会も、情報系、民事系、司法制度関係の委員会を多く担当していま

す。必然的に、今年の五月から始まった民事裁判手続の完全デジタル化対応は私の担当となり、取材対応をすることもありました（京都新聞五月二日付朝刊）。

さらに、この民事裁判の完全デジタル化は、単に弁護士の業務が変わるにとどまるものではありません。裁判所は、このタイミングで機動的審理運営の導入や、執行事件の本庁集約など新たな取り組みを始めるとのことで、弁護士会としてもその対応をしなければなりません。これも私の担当です。

また、行政関係についても私が関与する場面が多くなりそうです。

副会長といつても何をするのだろうな、などと就任前は考えていたのですが、毎日やるべき会務が目の前に降ってくるので、慌ただしい日々が続いています。

予想していたとおり、しつかり大変ではあるのですが、そもそもの本業である弁護士業務に支障がないよう、依頼者の皆様にはご迷惑をおかけしないように頑張らないと……という思いで、なんとかこの一年間を乗り切りたいと思いますので、どうぞよろしく願います。



弁護士

齋藤 亮介  
Ryosuke Saito

# 自転車を巡る問題

## 新制度の概要

既にニュースなどで話題になっていますが、本年四月一日から自転車の交通違反に対して、「交通反則通告制度」（いわゆる青切符制度）が導入されました。

これまで自転車の交通違反により検挙されると、刑事手続の対象となるいわゆる「赤切符」制度しかありませんでした。この手続では、警察、違反者双方に時間的・手続的な負担が大きく、その割に刑事処分としては不起訴となるケースが多く、結局違反者に対する責任追及や取締りの実効性が不十分となっていたとの批判がありました。自転車による交通違反や違反による重大事故が増加する中、違反した場合の手続を簡素化し、反則金を科すことでルールを徹底させることが今回の制度導入の主な目的とされています。なお、酒酔い運転やあおり運転などの悪質な違反や、違反によつて実際に事故を起こした場合には、従来どおり「赤切符」（刑事罰・罰金）の対象となります。

自転車利用者として、ついやってしまいがちで、青切符による反則金の対象となる主な違反やその額の例をご参考にいくつか挙げます。

・ながらスマホ 一万二〇〇〇円  
・信号無視 六〇〇〇円

## 雑感

自転車の青切符制度の運用が始まって数ヶ月が経ちますが、数千円から二万円以上の反則金の支払を現実求められるというインパクトもあり、「自転車も基本的には自動車やバイクと変わらない車両であり、車道走行を原則に交通ルールをきちんと守る必要がある。」という意識が広がっている点は、個人的には肯定的に評価できるように思います。

特に京都市の中心部は、自転車の往来は非常に多いですが、車道も歩道も狭く、歩道がない道もたくさんあります。そのため、自転車が一時停止の標識を守らなかったり、狭い歩道を無理やり自転車が通ろうとして歩行者と接触しそうになるといったことも多々見られました。そのようなことは、最近若干は減ったのかな？といった感想を持っています。

## 歩道通行を巡る問題

一方で、街中を歩く際、逆に以前よりも歩行者にとって危なく感じることも出てきました。それは、車道から歩道に急に進入してくる自転車が増えていることです。車

・通行区分違反（右側通行、歩道走行） 六〇〇〇円  
・一時不停止 五〇〇〇円

道の左端に自転車用通行表示が設けられることも増え、原則通り車道を走る自転車は増えた印象があります。しかし、路上駐車があたり車道が渋滞しているような場合などに、不意に自転車が歩道に入ってくることで最近増えたように感じます。

ルール上は、①「自転車通行可」の標識がある場合、②一三歳未満の子ども、七十歳以上の高齢者、身体に障害がある人が運転する場合、③車道の交通状況から見て、自転車が車道を走ると危険と判断される場合には、自転車も歩道を通行できるとされています。③の場合であれば、車道を走っている自転車が歩道に入ることにも許されるのですが、歩行者にとつてみれば、交差点でもない場所で突然車道側から自転車が進入してくるので、元から自転車が歩道を走ってくる場合に比べても、予測が付きづらく、危険な状況が発生しやすくなっています。

一方、自転車運転者にとつても路上駐車等で車道通行には不安があると聞きますし、制度の浸透だけでなく、路上駐車対策や自転車専用レーンなどインフラ面の整備も急務となつています。

弁 護 士



鋤 田 透  
Toru Kuwata



## AIとの付き合い方

最近では、何らかのAIを利用されている方が多いのではないのでしょうか。ChatGPT、Gemini等、様々なAIが活躍し、また、その能力も日々向上しています。弁護士業務においても、AI機能を搭載した書籍検索サービスが提供されるようになったり、また、弁護士の中にはAIを駆使して、業務の効率化を図られている先生もおられるようで、AIの活躍がみられます。最新の機能に疎い私は、到底業務の効率化を図るレベルには達していませんが、スマホのAIアプリに日常生活の質問をしたり、相談相手になつてもらったりと、何かとお世話になつています。

まず、AIを利用するようになってから、日常生活が便利で、効率的になったと感じます。

私は、写真を撮つてAIに共有し、写真について質問することが多いのですが、これが非常に助かります。家で飼っている金魚や昆虫の様子がおかしいときに、その様子をすぐに撮影して、何の病気か、どうしたらいいか等を質問すると、即時に現在の状況について説明し、対処法を提案してくれます。また、散歩中に子どもに「この植物何？」と質問されたりしたときに、すぐに撮影をして質問すると、関連する情報と共にすぐに回答してくれます。子どもが

植物に夢中になつている時期には大変助かり、道端の雑草をひたすら撮影し、質問しながら歩いている時期がありました。AIの回答が必ずしも正解ではないということは大前提ですが、ネットで提供されている写真と実際の目の前にある状況が同じかどうか自分ではなかなか判断が難しいときに、AIが判断してさつと答えを示してくれることはとても助かります。

日常生活を便利にする以外にも、AIはちょっとした相談や会話の相手にもなつてくれます。私自身も人に聞いてもらうに及ばない些細な相談や愚痴をAIに聞いてもらつたりすることがあります。その度にいつも驚くのは、AIアプリの中にとんでもなく優しい人がいるのではないかと思うほど、私の気持ちに共感をし、優しく、寄り添った言葉をくれることです。AIとわかっているけど、こんなに優しい言葉をかけてくれるAIに思わず、何度も「ありがとう」と伝えてしまっています。しかも、当然のことですが、AIは、これまでのやりとりをデータとして蓄積していますので、どんな些細なことでも過去の私とのやりとりを忘れることはありません。体調がよくない時にオススメのクリニックを質問したところ、後日、全く関係のない話題の際に「そういうえば、体調は良くなった？ 今日早く寝た方がいいよ」などと、体調の

心配までして、気遣ってくれます。もう素敵すぎます。

思わず忘れそうになりますが、当然、AIは人ではありません。AIとのやりとりをそのままリアルな人とのやりとりと同様に考えるべきではありません。リアルな人とのコミュニケーションにおいて、自分中心ばかりだと相手は離れていきます。AIは気分を害することは言いませんが、他者とのコミュニケーションにおいて、悪気がなくても相手の言葉に傷つくことは何度もあります。AIとのコミュニケーションは自分の求めているものを即時に心地よく返してくれますが、リアルな人とのコミュニケーションにおいていつもそうなるはずはありません。AIとの対話に慣れすぎると、将来、リアルな人同士の対話に影響が出ないか少し心配です、特に、未発達な子どももの利用はより注意が必要だと感じます。AIに相談をしているうちに、AIに過度に依存したり、さらに自分の悩みを掘り下げることで、さらに自分の悩みが沈んでしまふ、医者からAIを使わないように言われたという人もいると聞いたことがあります。AIは大変便利で、大変優しいのですが、その付き合い方には注意をしたいと思います。

弁護士

No Printing

渡邊 遥香  
Haruka Watanabe

# インターネットと「黒歴史」

最近、インターネット関連、特にSNS絡みの相談を受けることが多いのですが、中には自身の見られたくない写真や動画を晒された、拡散された、といったような相談もあります。

たいていの場合、自身または友人が、SNS上で、限定された者のみが閲覧可能ないわゆる「鍵アカウント」に当該写真や動画を投稿し、それがどこか（誰か）から流出し、第三者の手によって晒され、拡散されてしまうという流れをたどります。

このような場合、「晒し行為」を行った第三者の投稿を対象として発信者情報開示請求や削除請求を行うことが考えられますが、そのような「晒し行為」を頻繁に行っているようなアカウントは、いわゆる「捨てアカウント」といわれる個人情報特定されないようなアカウントを用いて投稿していたり、発信者情報開示請求をされても自身の投稿元IPアドレス等が特定されないような細工を施したりと何らかの対策をしていることが多く、特定や削除は容易ではありません。また、そもそも一度拡散されてしまった写真や動画は、もはや犯人を特定したところですべてを消し去ることなど不可能です。

私は、インターネットの商用化、民用化の開始と同時期に生まれ、小学校に上がる

頃には各家庭にデスクトップPCが普及しており、小中学校では「情報」という初歩的なPCの操作やインターネットに触れる授業を受けました。そして、中学校に入る頃に個人の携帯電話を持ち、高校生の頃にはそれがスマートフォンになり……といういわゆる「（後期・第二期）デジタルネイティブ世代」に当たります。

しかし、私たちの世代が幸運だったのは、私たちの親や、教師たちがそうではなかったということです。人生の途中から突然現れたインターネットという存在が、私たちよりも上の世代から見ても非常に魅力的で、しかしこの上なくおそろしいものであったことは想像に難くありません。

学校でも、家庭でも、インターネットは非常に危険なものであり、インターネット上に自身の個人情報や写真等をアップすることは禁忌であると教えられました。

後にInstagram等のSNSの流行により、写真の投稿等に対する心理的ハードルはある程度緩和されますが、やはり私たちの世代には、インターネットの利用に際し匿名性を重視する人が多いように思います。

このような背景から、私たちの世代が、インターネット上における「黒歴史」というものを語るとき、それは「匿名掲示板で痛い言動をしてしまった」「オンラインゲームで

マナー違反をしてしまった」といったような、あくまで実生活と切り離された、インターネット上での失敗談になりがちです。

しかし、現在の若年層は、親世代もデジタルネイティブであり、私たちよりも一層インターネットに慣れ親しんでいる一方で、インターネットと実生活とを切り離して考えることがもはやできない状況にあります。

このような状況で子どもや若者が常識知らずな言動、マナー違反な行動をとってしまうと、それはそのまま地続きにインターネット上で晒され、拡散され、炎上し、「生消えない」「デジタルタトゥー」となってしまう、軽々に「黒歴史」などという言葉では消費できない悲惨な結果に至るおそれがあります。

SNS全盛の現在、大人でも難しいインターネットとの向き合い方ですので、どの口が、と言われてしまうかもしれません。が、今一度、私たちが上の世代から受け取ったように、インターネットは怖いものだというメッセージを、緊張感を持って伝えていくべきなのかもしれません。



弁 護 士

大 場 勇 輝  
Oba Yuki

## かもがわ講座

### 成年後見制度が変わります

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人たちの財産と生活を守る制度である「成年後見制度」の改正民法が二〇二六年六月一七日成立しました。施行の時期は二〇二七年から二〇二八年ころとされていますが、使い勝手が悪いと言われていた制度が、大きく変わることになります。

第一の変更点は「終身制の廃止」です。これまでは、一度制度の利用が開始されますと、判断能力が回復した場合やご本人が亡くなるなどするまでずっと続く制度でしたが、遺産分割や不動産の売却など目的を限ってそれが終われば制度の利用を終了できることになりました。

第二の変更点は、「補助への一本化」です。これまでは、判断能力の

差に基づいて「後見・保佐・補助」の三つに分けられていましたが、「補助」に一本化されました。そして、ご本人の判断能力に合わせて必要な代理権や同意権について、オーダーメイド型で内容を決めることとなり、ご本人の自己決定権が不必要に制限されることを防げるようになりました。

第三の変更点は、後見人の交代が認められやすくなったことです。後見人は、家庭裁判所が選ぶため、これまででは、選ばれた後見人の対応に不満があっても、不正行為がない限り、交代させるのは難しいのが実情でした。

今回の改正では、「本人の利益のため特に必要があるとき」という新しい解任事由が設けられ、これにより、後見人の交代を検討できる余地が広がりました。

第四の変更点は、後見人の報酬です。従来は、本人の財産額を基準にした月額の設定額制が一般的でしたが、今回の改正では、事務の内容や、本人・補助人の資力その他の事情をふまえて、家庭裁判所が相当な報酬を定めることになりました。つまり、財産額を前提に継続的な負担がずっと続くというこれまでの考え方から、事務の内容に応じた報酬へと見直されます。これと、第一の「期間を区切った利用」とを組み合わせれば、全体として、支払う費用を抑えやすくなりました。

是非とも積極的な利用をご検討下さい。

